

令和6年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年5月22日(水) 午前10時から11時15分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事 務 局 長 山 本 雅 美 次長兼給与課長 灘 尾 幸 三
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 浅 田 瑞 生
係 長 山 口 玲 夏 係 長 河 崎 卓 哉
主 事 小 谷 健 太 主 事 蓮 佛 藍 子
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)、土木(早期卒)))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和6年度実施 氷河期世代チャレンジ卒)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 鳥取県警察官採用試験(令和7年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の実施について
- 議案第5号 鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について
- 議案第6号 鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の実施について
- 議案第7号 鳥取県警察官採用試験(令和7年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の実施について
- 議案第8号 人事委員会規則等の一部改正及び定め の 制定について(勤務時間関係)
- 議案第9号 選考により採用する職に係る承認について(船舶乗組員)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第4号から第9号は公開、議案第1号から第3号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)、土木(早期卒)))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和6年度実施 氷河期世代チャレンジ卒)の第1次試験合格者の決定につい

て、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

鳥取県警察官採用試験（令和7年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第4号

鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和7年4月1日採用予定の標記の試験を、以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務（民間企業等経験者対象）	6名程度

(3) 受験資格

ア 年齢

昭和40年（1965年）4月2日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

①「職務経験」は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問わない。

②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。

③1年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱う。

④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなす。

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和7年3月31日までに取得見込みであること。

(4) 試験内容

試験種目		配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	100点	[多肢選択式・・・60分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識についての筆記試験
	アピールシート試験	120点	[90分] ①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題。 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	—	職務遂行等に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

(5) 試験日程

受付期間		8月9日(金)午前9時～9月27日(金)午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする。
第1次試験	試験日	10月20日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：ビジョンセンター東京日本橋 大阪会場：調整中
	合格者発表	11月8日(金) (予定)
第2次試験	試験日	11月30日(土)～12月1日(日)のうち指定する1日(予定)
	試験会場	鳥取県庁
	採用候補者発表	12月上旬(予定)

(6) その他

(4) 及び (5) の内容は、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・ 受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ ホームページ掲載
- ・ SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・ 報道機関への資料提供
- ・ 求人サイトへ求人情報掲載
- ・ 関係機関に協力を要請 など

◇議案第5号

鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和7年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務	11名程度
土木	7名程度
電気	1名程度
警察行政	2名程度
保育士	3名程度
司書	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

事務、土木、電気、警察行政：平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

※土木、電気について、5月12日又は6月16日に実施する大学卒業程度の試験に申し込みをした人は受験不可。

保 育 士 、 司 書：平成元年4月2日以降に生まれた人

イ 資格

保 育 士：児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和7年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

司 書：図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人又は令和7年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

ウ 国籍

警 察 行 政：日本国籍を有していること。

その他の職種：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和7年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受付期間	7月26日(金)～8月26日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月26日(金)午前9時～8月26日(月)午後5時)	
第1次試験	試験日	9月29日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	事務、警察行政 教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 土木、電気、保育士、司書 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、 適性検査
	合格者発表日	10月9日(水)(予定)
第2次試験	試験日	事務、土木、電気、保育士、司書 10月中旬のうち指定する1日 警察行政 11月1日(金)
	試験会場	事務、土木、電気、保育士、司書 鳥取県庁 警察行政 鳥取県警察本部
	試験種目	事務、土木、電気、保育士、司書 人物試験(集団討論及び個別面接) 警察行政 人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	事務、土木、電気、保育士、司書 10月下旬(予定) 警察行政 11月22日(金)(予定)

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

※ 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、X(旧Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・県内高等学校、資格取得可能な短大へ送付等
- ・報道機関への資料提供
- ・関係機関に協力を要請 など

◇議案第6号

鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和7年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・障がい種別・採用予定者数

職 種	障がい種別	採用予定者数
事務	身体障がい	1名程度
	精神障がい	1名程度
警察行政	身体障がい 精神障がい	1名程度

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和60年（1985年）年4月2日から平成19年（2007年）4月1日までに生まれた人

イ 国籍

(ア) 事務

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和7年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(イ) 警察行政

日本国籍を有していること。

(5) 試験日程

ア 事務

受 付 期 間		8月26日（月）～9月17日（火）（消印有効） （インターネット受付：8月26日（月）午前9時～9月17日（火）午後5時）
第1次試験	試 験 日	11月3日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月21日（木）（予定）
第2次試験	試 験 日	12月上旬（予定）
	試 験 会 場	鳥取県庁
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）
	採用候補者発表日	12月中旬（予定）

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。
（第1次試験合格者のみ判定。）

イ 警察行政

受付期間		8月26日(月)～9月17日(火)(消印有効) (インターネット受付:8月26日(月)午前9時～9月17日(火)午後5時)
第1次試験	試験日	11月3日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月21日(木)(予定)
第2次試験	試験日	12月13日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月23日(月)(予定)

※ 上記内容は、申し込み状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。
(第1次試験合格者のみ判定。)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・県内特別支援学校、障がい福祉関係団体へ送付
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員:特別支援学校だけでなく、県立高校にも広報を行うか。

事務局:県立高校に対しても受験案内を配布するなど広報を行う。

◇議案第7号

鳥取県警察官採用試験(令和7年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和7年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官A	警察官(男性)	10名程度
	警察官(女性)	1名程度
	警察官(サイバー犯罪捜査官)	1名程度
警察官B	警察官(男性)	25名程度
	警察官(女性)	5名程度

	警察官（チャレンジコース）	2名程度
--	---------------	------

(2) 受験資格

ア 年齢要件

(ア) 警察官A

平成元年4月2日以降（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉は昭和61年4月2日以降）に生まれた人

(イ) 警察官B

平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人

イ 学歴要件

(ア) 警察官A

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

(イ) 警察官B

警察官A以外の人

ウ 国籍要件

日本国籍を有していること

エ その他の要件

警察官〈サイバー犯罪捜査官〉を受験する人にあたっては、情報処理の促進に関する法律第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は第29条第1項に規定する情報処理技術者試験に合格していること（基本情報技術者試験、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。）

(3) 試験日程

受 付 期 間		7月26日（金）～8月26日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月26日（金）午前9時～8月26日（月）午後5時）
第1次試験	試 験 日	9月22日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部 講義・実習棟
	試 験 種 目	教養試験（警察官（チャレンジコース）以外）、基礎能力試験（警察官（チャレンジコース）のみ）、適性検査、資格加点（警察官（男性）及び警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者及び「公認心理師」又は「臨床心理士」の資格を有する者に加点）
	合格者発表日	10月3日（木）（予定）
第2次試験	試 験 日	11月6日（水）～11月8日（金）（予定）
	試 験 会 場	鳥取県警察本部、鳥取県警察学校
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）、論文試験（警察官Aのみ）、作文試験（警察官Bのみ）、身体検査、体力検査、専門試験（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉受験者のみ）
	採用候補者発表日	12月2日（月）（予定）

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ判定する。）

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Facebook）、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・大学及び高校へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：高等専門学校生徒はサイバー犯罪捜査官の試験の受験は可能か。

事務局：大卒の技術専門職については高等専門学校卒業見込みの者の受験が可能となったが、サイバー犯罪捜査官については受験できない。

◇議案第 8 号

人事委員会規則等の一部改正及び定め制定（勤務時間関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則等の一部を改正し、定めを制定する。

1 改正する規則等及び制定する定め名称

（1）規則等の一部改正

ア 規則

（ア）職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 15 号）

（イ）県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 17 号）

イ 定め

（ア）職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 12 月 21 日発鳥人委第 57 号）

（イ）県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 12 月 21 日発鳥人委第 58 号）

（2）定め制定

ア 犯罪被害職員等支援休暇の承認の請求及び取得状況の管理について【職員】

イ 犯罪被害職員等支援休暇の承認の請求及び取得状況の管理について【県費負担教職員】

2 概要

（1）改正内容

- ・職員又は職員の配偶者等が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 316 条の 33 第 1 項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受けたことにより、職員が刑事訴訟手続き等を行う場合等勤務しないことが相当であると認められる場合について、新たに特別休暇（犯罪被害職員等支援休暇）の対象とする。
- ・犯罪被害職員等支援休暇の新設に伴い、当該休暇と重複が想定される休暇のうち一部の休暇について、調整（犯罪被害職員等支援休暇を優先する）規定を整備する。

（2）改正理由

犯罪被害に伴う警察等の事情聴取、裁判への出廷に係る負担の軽減、心身の不調からの回復等を図るため。

3 施行日

令和6年6月1日

◇議案第9号

選考により採用する職（船舶乗組員）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
船舶乗組員 (航海士又は甲板員)	1名	船舶乗組員は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、早期退職者の発生による欠員を補充する必要があるため。

2 採用予定日

令和7年4月1日

(ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 境港水産事務所、水産試験場又は栽培漁業センター

(2) 職務内容

- 船上での操船及び見張り、無線通信
- 船体及び航海機器の保守点検
- 漁業取締又は調査・試験操業に係る漁労作業
- 炊事など船内での生活に関わる業務

※業務によっては夜間における出勤や数日間海上に留まって調査活動を行う。

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和49年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

イ 資格・免許

次のいずれかの要件を満たす者

職種	資格・免許
船舶乗組員 (航海士)	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士（航海）及び電波法施行令第2条に規定する第1級海上特殊無線技士の免許を有する人又は令和7年4月1日までにこの免許を取得する見込みの人

船舶乗組員 (甲板員)	<p>次の①、②のいずれかに該当する人</p> <p>①船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士（航海）の免許を有する人又は令和7年4月1日までにこの免許を取得する見込みの人</p> <p>②船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する4級から6級までのいずれかの海技士（航海）の免許取得にあたり、国家試験の筆記試験のみ合格した人又は登録船舶職員養成施設の課程を修了し、国家試験の筆記試験を免除された人（令和7年4月1日までに修了する見込みの人を含む）。</p> <p>※国家試験の筆記試験合格又は登録船舶職員養成施設の課程を修了した日から起算して10年を経過しない人とする。</p>
----------------	---

(2) 選定方法

- ・ 専門試験（専門的知識についての筆記試験、記述式3問）
 ※出題分野：航海、運用及び法規に関する科目
- ・ 適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）
- ・ 人物試験（個別面接による専門知識、人物についての口述試験）

(3) 試験実施スケジュール（予定）

5月22日（水） 募集開始
6月28日（金） 募集〆切
7月14日（日） 試験日
7月下旬（予定） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：受験資格について、年齢要件は50歳以下となっているが、国家試験の筆記試験のみの合格者等に対して「筆記試験合格等の日から起算して10年を経過しない人」という要件があり、若くして筆記試験に合格等した場合は受験可能年齢の上限が実質50歳より低くなるということでしょうか。

事務局：そうである。なお、免許取得には定められた期間の乗船履歴が必要だが、筆記試験合格等の有効期限は15年であり、採用後に必要な乗船履歴を得るための期間を考慮してこのような要件を加えている。